

【農家の皆さんへ】

農業施設等整備事業の令和2年度要望について

大玉村では将来的に本村の担い手となり得る意欲的な農家等方々（大玉村在住者に限る）に対し、以下のとおり支援を行っております。

つきましては、令和2年度に各事業の利用をお考えの方は、産業課へご相談下さい。

◆大玉村農業機械等共同利用整備事業

意欲的な農家（専業・兼業問わず）に対し、農業機械・施設等の共同利用による新設（更新）費用を支援するとともに、認定農業者及び集落営農組織に対し、農業機械・共同利用による経営の合理化、作業効率向上等を図るための機械等導入の支援を行う。

1. 補助対象者と事業内容

補助対象者	経営規模要件	補助対象金額	補助限度額
①農業者生産団体（農業者2名以上の農業生産団体）	経営耕地面積 おおむね5ha以上	事業費 (消費税等除く) の 5分の1以内	300万円
②認定農業者を含む農業生産団体	経営耕地面積 おおむね10ha以上		500万円
③認定農業者のみの農業生産団体及び集落営農組織			1,000万円

3. 対象事業：水稻用農業機械、育苗施設、乾燥調製施設など

※ただし、補助対象となる事業費は1件あたり100万円以上とする。

4. 補助金の額

当該補助金のみで事業を実施する場合は、補助対象事業費（消費税及び地方消費税を除いた経費）の5分の1以内とし、国・県又は農業協同組合等の助成により事業を実施する場合は、各々の補助金の合計額が事業費の10分の5に満たないものについては、10分の5に達するまでの額を限度額とし、予算で定める額の範囲内とする。

◆ビニールハウス設置事業補助金

- 補助対象者：あだたらの里直売所へ農作物を出荷する方
- 事業内容：ビニールハウス設置に係る資材費と設置費の一部に対する補助
- 補助金の額：総事業費の2分の1以内で、下表のとおりとする。（ただし、他の補助金等の財源がある場合は、当該充当財源を差し引いた残りの金額の2分の1以内）

補助対象項目	補助上限額
資材費：ビニールやパイプなどの資材にかかる費用	40万円
設置費：設置を依頼する場合の費用	10万円

- 注意事項：
 - 目的外使用に対しては補助できません。
 - あだたらの里直売会への会員登録が必要です。（年会費 3,000円）

◆大玉村施設園芸等施設整備事業

1. 補助対象者：農業者個人及び農業生産団体

2. 事業内容：

稻作中心の経営体系から、施設（パイプハウス等）を利用した園芸、花き等の栽培へ転換する農業者に対し、新設するパイプハウス及びこれに準じる被覆施設並びに設置費用の助成を行う。

3. 補助対象金額及び限度額

補助対象金額は、総事業費の3分の1以内及び、補助限度額は500万円とし、予算で定める額の範囲内とする。

◆大玉村農業施設整備資金

1. 貸付対象者：農業者、農業生産団体、農業生産法人、集落営農組織

2. 融資の内容：

貸付対象者	貸付限度額	利率	償還期間	据置期間
個人及び認定農業者を含まない生産団体	300万円	無利子	10年以内	償還期間のうち2年以内
認定農業者及び認定農業者を含む生産団体	800万円			
農業生産法人及び集落営農組織	1,500万円			

- ・農業経営に必要な機械購入及び施設の設置等の経費に充てるものとする。
- ・貸付金額は、総事業費の90%以内（補助事業により実施する場合は、総事業費から補助金額を除いた額の90%以内）とし、貸付額は上記を限度額とする。
- ・貸付利率は、村からの利子補給により無利子とし、借入金融機関はJAとする。
- ・保証については「保証人、保証協会、担保等の提供」のうちから選択するものとする。

以上の事業について要望される方は、次のとおり申請をお願いします。

申請期限： **令和元年11月15日（金）**

※申請に係る様式については産業課にてお渡しします

申請場所： 大玉村役場 産業課 村おこし係

※なお、事業及び貸付決定にあたっては、関係機関・団体により構成する審査会への諮問手順を経るものもあり、決定までに時間を要する場合がありますのでご了承下さい。

【問い合わせ・事務担当】

大玉村役場 産業建設部 産業課 村おこし係 ／ TEL24-8106（直通）、FAX48-4448